

## 省エネ家電買換補助事業（Q & A）

**Q 1** 補助金の対象となる家電の種類は何がありますか？

A 1 補助金の対象となる家電は、エアコンと冷蔵庫が対象となります。（以下「エアコン等」という。）

ただし、対象となるエアコン等は統一省エネラベル3つ星以上の性能のエアコン等で未使用のものが対象となり、中古で購入したエアコン等は対象外です。

（提出書類としている保証書の写しで確認）

**Q 2** 統一省エネラベル3以上の製品を調べる方法がありますか？

A 2 インターネットの「省エネ型製品情報サイト」で検索し、確認することができます。（<https://seihinjyoho.go.jp/>）

**Q 3** 補助金の対象となる期間はいつですか？

A 3 令和7年6月1日から令和7年7月31日までに購入したエアコン等を同期間内までに設置完了のうえ、交付申請書兼実績報告書を提出したものが対象となります。

このため、令和7年6月1日より前に購入したエアコン等や令和7年8月1日以降に購入したエアコン等は対象外です。

**Q 4** 新たにエアコン等を設置する場合は対象となりますか？

A 4 新たにエアコン等を設置する場合は補助の対象外です。現在設置されているエアコン等の買換えのみが対象となります。

**Q 5** 事務所に設置されているエアコン等の買換えは対象になりますか？

A 5 事務所エアコン等の買換えは、個人・法人を問わず対象外です。

**Q 6** マンションや賃貸住宅でも申請できますか？

A 6 市内に住民票がある個人の方で、市内で自ら居住する住宅に買換えで設置するエアコン等であれば、マンションや賃貸住宅でも申請は可能です。

**Q 7** 世帯主でなくても申請できますか？

A 7 申請者は、どなたでも申請可能ですが、申請書、領収書、口座名義人を同一の方としてください。

**Q 8** エアコン等購入時の消費税、設置費用や配送料等も購入費用の対象になりますか？

A 8 消費税は対象となります。ただし、附属品や設置費、配送等に係る経費や処分費等は対象外となります。

**Q 9** 補助金の対象となる期間内にエアコンと冷蔵庫の両方を購入した場合は、どのように申請できますか？

A 9 補助金の対象となる期間内にエアコンと冷蔵庫を購入した場合は、それぞれの購入費用を合算して申請することになります。  
なお、補助金の申請をすることができるのは、1世帯あたり1回、1品目1台までです。

**Q 10** 二世帯住宅の場合は、世帯ごとに申請できますか？

A 10 完全に生計が独立している状態の世帯であれば、世帯ごとに申請可能です。

**Q 11** 申請ができるのはいつからですか？

A 11 申請は、令和7年6月1日から令和7年7月31日までの間のエアコン等の購入及び設置後に行ってください。  
申請は、先着順に受け付けし、予算が無くなり次第、受付を終了します。  
(予算到達日の申請は、抽選を行う。)

**Q12** 申請方法はどのような方法ですか？

A12 必要書類を郵送、Web、市役所環境課窓口への持参、いずれかの方法での申請となります。FAXやメールでの申請はできません。  
なお、郵送事故につきましては、市では責任を負いかねますので、ご注意ください。

**Q13** クレジットカードや電子決済での支払いは対象になりますか？

A13 クレジットカードや電子決済での支払いも対象になりますが、申請の添付書類としてエアコン等の購入の領収書が必要となるため、対応が可能なかを確認してご利用ください。

**Q14** 補助金振込先の口座は、本人名義以外の口座でも可能でしょうか？

A14 補助金の振込先口座は、申請者本人名義のものに限ります。

**Q15** インターネットで購入するエアコン等は対象となりますか？

A15 実店舗、インターネット店での購入に関わらず、省エネ性能、未使用品等の要件を満たせば、全ての店のエアコン等が対象となります。  
なお、領収書の提出が必要となりますので、発行が可能であるかは購入店にご確認ください。

**Q16** 購入時に使用したクーポンやポイント分は購入費用に含まれますか？

A16 クーポンやポイントの使用で販売店から商品代金の割引があった場合は、割引後の金銭支払い額を購入費用として計算します。